

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十二年三月四日

広島県収用委員会

一 起業者

広島県

二 事業の種類

備後圏都市計画道路事業三・五・六百四十七号水呑韮線

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目		面積		裁決手続を開 始する土地の 面積（㎡）
		公簿	現況	公簿 （㎡）	実測 （㎡）	
福山市 田尻町 字浜上	二〇〇三番 一九	—	雑種地	—	六・六一	六・六一
福山市 田尻町 字浜上	二〇〇三番 二〇	—	雑種地	—	六・六一	六・六一

四 土地所有者の氏名及び住所

不明又は 広島県福山市田尻町一九八三番地 來山英治

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成二十二年二月二十三日